

令和 3 年第 5 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 5 月 7 日 (金)

午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 00 分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7 階会議室

3. 出席委員 (農業委員 10 名)

3 番 神鳥 正貴	4 番 中山 誠治	5 番 岡 真由美
6 番 古川 憲吾	8 番 梶原 安行	9 番 是佐 恵美子
10 番 山田 政則	11 番 河井 孝之	12 番 岩木 國明
13 番 沖村 弓枝		

(推進委員 11 名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	吉田 雅子
黒田 球貴	堀田 良昭	清水 透	三田 邦男
小西 礼子	安井 多佳子	松井 祥壮	

4. 欠席委員 (4 名)

1 番 中田 安義	2 番 木浦 紀幸	7 番 宮本 孝博
14 番 河野 義刀	推進委員 倉本 良夫	

5. 議事録署名委員

8 番 梶原 安行	9 番 是佐 恵美子
-----------	------------

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	河内 光也
係 長	比良 大助
主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所) 主任専門員	西田 昭子
(吉和支所) 主任主事	平井 翔太
(大野支所) 主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 主任主事	平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

- (1) 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について (利用権貸借)
- (2) 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- (4) 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- (5) 議案第 21 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について (空き家バンクに付随する農地について)

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
 - (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 - (3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
- 《協議事項》
- (1) 協議第 1 号 農地パトロールについて

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	初めに会長職務代理、沖村さんの挨拶の後、会長職務代理が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
職務代理	職務代理挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 3 年第 5 回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 10 名、欠席委員 4 名、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、8 番、梶原委員、9 番、是佐委員のご両名をお願いします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページ・4 ページ・5 ページに内訳、位置図は 1 ページから 7 ページになります。 本来であれば、番号 34 番、35 番、36 番は、議席番号 1 番の中田委員が関係し退席いただく案件ですが、本日中田委員が欠席のため、このまま議事を進行します。 なお、番号 34 番、35 番、36 番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 農地の所在地は、吉和字玉穂・石原鳥谷野・実操・青木・市垣内、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 6 筆の 8,842 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 4 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 38 番、農地の所在地は、浅原字甘泉野、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 2 筆の 3,21

	2 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 3 9 番、農地の所在地は、玖島字正ノ原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 3 筆の 3, 0 3 6 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 4 0 番、農地の所在地は、浅原字枇杷ヶ原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 1, 5 0 6 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 4 1 番、農地の所在地は、宮内字西畑口、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 1, 1 3 3 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 8 年 5 月 3 1 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 1 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。
5 番委員	5 番の岡です。3 4 番、3 5 番、3 6 番についてご説明いたします。地図は 1 ページ、2 ページ、3 ページです。現地調査は、2 7 日、私と事務局 2 名とで現地確認しております。1 ページになります。〇〇さんの土地はこの赤い網かけの左側ですけれども、そこは以前〇〇さんが耕作されていたハウスで、今は〇〇さんが耕作されております。その近くの田んぼとなっております。 〇〇さんは、2 ページで、上に向かった方角が、〇〇がある地になっておりまして、その途中、右に折れる道がありまして、その橋を渡ったところに〇〇さんの田んぼがあります。〇〇さんは、3 ページにありまして、網かけから左側の辺りが吉和支所がある辺りでございます。いずれも利用権を受ける者が一定のため、〇〇が受けられます。〇〇は、皆さんご存じのように、〇〇さんが理事を務められておりまして、吉和の田んぼを一手に引き受けられております。何も問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
6 番委員	3 8 番について、6 番の古川です。ご報告をいたします。4 月 1 6 日に安井推進委員と事務局 2 名で現地の確認を行いました。位置図は 4 ページでございます。地図を見てくださいと、現地につきましては、浅原小学校と書いていますが、今はもう廃校になって建物等ございません。今は体育館があるのみということ

	ですけれども、浅原市民センター側には浅原交流会館という建物を造っております。小瀬川を挟んで対面する赤い色の網かけですけれども、対面する1種農地でございます。所有者の〇〇さんですけれども、高齢のため、長い間ここは耕作放棄となっております。そこで、浅原交流会館の運営等を行っております〇〇というのがございまして、この農地を地域の活性化に使うことを提案をされ、会を設立されました。そうしましたら、会の会長である〇〇さんがなさっていますけれども、〇〇さんに借りていただけるということになりました。2筆のうち川下側、地図でいいますと左側になります。赤いところ、これ2筆あるのが少し分かりづらいのですけれども、ちょうど中央辺りで境になっていまして2筆でございます。左側につきまして、川下になりますけれども灌木が茂るほどの原野となっております。ここにつきましては何とか保全管理田ぐらいにはなるように開墾を進めるという事業計画を立てられております。所有者の方につきましても、農地の使用方法については、快く了承をいただいております、地域のために役立つことができるということで大変喜んでおられます。地域の環境と、景観も大変よくなると思います。なお、隣接する農地につきましては、荒廃が進んでいたり、太陽光の施設ということになっておりまして、特に問題はないと思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。39番について説明します。4月16日に岩木委員、市の職員と現地調査を行いました。地図は5ページとなります。この〇〇さんは、高齢のため耕作が困難だということです。引受人の〇〇さんは、現在1町を積極的に耕作をされております。今回、この沖さんの3筆、これを引き受けて、今までどおり田んぼとして経営するということで、特に問題となる点はないと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
安井推進委員	推進委員の安井です。私のほうから番号40につきましてご報告いたします。4月16日に古川委員と事務局2名とで現地の確認を行いました。位置図は6ページとなります。地図を見てくださいと、先月第4回の総会で借主を本件と同じ〇〇さんとした議案審議をいただきましたが、その農地が左と左上の太線で囲われた場所でした。このたびの番号40番につきましては、所有者の〇〇さんは、他の方に耕作を依頼されておりましたが、その方が高齢により耕作が困難となられたために、該当の農地を、この一帯を集積しながら規模拡大をされている〇〇さんに耕作を依頼されることとなりました。現地確認のときには既に〇〇さんにより里芋の植付け準備が整っておりました。現地一帯はほぼ〇〇さんの耕作地で成りますが、これまでの実績からも何ら問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
4番委員	4番の中山です。4月15日に岩本推進委員と事務局2名と現

	地を調査しました。〇〇さんという方は、皆さんご存じのとおり〇〇を飼っているところですが、その隣接で〇〇さんという方が畑として貸されるということです。別に問題はないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。 これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第１７号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第１７号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定します。 続きまして、議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請についての議案です。
事務局	続きまして、議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請についての議案ですが、番号７９番につきましては、議席番号１３番の沖村委員が関係する案件のため、沖村委員は退席します。 このため、議長不在となるため、農業委員会の運営上、出席されている農業委員の中の最年長者を臨時議長として行うこととします。 本日の出席委員の中で、最年長委員は山田委員でございます。よって、山田委員に臨時議長を務めていただきます。 山田委員、よろしくをお願いいたします。 ＝議事を臨時議長に交代＝
臨時議長	ただいま事務局から紹介をいただきました山田でございます。 先ほど事務局より説明がありまして、議長不在により私が農業委員の最年長者であるため、議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請については、私が臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。 議案第１８号 農地法第３条の規定による許可申請について議案としますが、番号７９番については議席番号１３番の沖村委員が関係する案件のため、沖村委員のご退席をお願いします。 ＝沖村委員 退席＝

臨時議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は6ページに総括表、7ページに内訳、位置図は8ページ・9ページになります。 番号78番、79番は借受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号78番、79番、農地の所在地は、原字長野・下ヶ原、登記地目は田です。面積は2筆の1, 230平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、78番の貸付人は高齢で耕作困難なため、79番の借受人は〇〇の水やり実験に協力するためで、借受人は水やり実験装置開発のため、農地で野菜を育てながら実証実験をする賃貸借及び使用貸借権の設定でございます。 この申請につきましては、〇〇が研究目的で水やり制御の実験を行いたいということで、農業委員会に相談がございました。このたびの申請者であります〇〇たちと一緒に実験農地で野菜の栽培を行うというものでございます。現在も水やり制御装置というのは市販にはあるそうなんですけれど、高価なため、安く安価で開発できないかということで、このたびの申請が出ております。 賃貸借の期間は2年間となっております。 現在申請地は、近所の農家の方から耕していただいております、実験用として準備が進められているところです。また、水やりの電源としまして、農地内に小型の太陽光パネルを起電力をとということです。 借受人は、農地の貸借後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、施行令第2条第1項第1号イの農地法第3条の不許可の例外として許可することができると考えます。 以上で、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
臨時議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 岡村委員、お願いします。
岡村推進委員	原地区担当の岡村です。番号78番、79番についてご説明させていただきます。4月19日、沖村委員と自分と事務局1名で現地確認してまいりました。78番については、地図8ページです。国道433号線の極楽寺方面へ向かう途中にある清鈴園い

	う老人ホームがあるのですが、それを少し南の位置にしている場所で、この赤い網かけの枠の上のところに〇〇さんという方の家があります。〇〇さんはご高齢で、去年から休耕田になっていたのです。ですが、今年はこの〇〇の水やりの実験の分に使われるということになり、ここが農地になるということで活性化になるかと思います。そのまま畑に使われるということなので、問題ないと思われます。続きまして79番ですが、地図9ページです。こちらは国道433号線のちょうど原市民センターが北側にありますが、その少し南の位置にあります。沖村さんの家が、この赤みのすぐ左隣のところにあるのですけれども、もともと沖村さんが畑できれいに使われていたところを実験に協力することによって、そのまま使われると聞いております。何ら問題はないと思いますし、沖村さんちの目の前なので監視が行き届いて問題ないと思いますので、ご検討のほどよろしく申し上げます。以上です。
臨時議長	ありがとうございます。これについて、ご意見、ご質問があればお願いします。ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
臨時議長	異議なしと認め、議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定します。 それでは、退席した沖村委員、席にお戻りください。 ＝沖村委員 復席＝
議長	皆様のご協力により議事を円滑に進めることができました。ありがとうございます。 それでは、沖村委員が復席されたため、進行を議長に交代して進めていきたいと思っております。ありがとうございます。 ＝議事を議長に交代＝
議長	それでは、議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に

	ついて説明させていただきます。 議案書は 6 ページに総括表、8 ページ・9 ページに内訳、位置図は 10 ページ・11 ページになります。 番号 76 番、農地の所在地は、友田字小森で、登記地目は田です。面積は 2 筆の 690 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず既に駐車場として利用しているため、顛末書が提出されております。 次に番号 89 番、90 番、91 番は、申請人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 89 番、90 番、91 番、農地の所在地は、吉和字宮前小路・田中原速田河内で、登記地目は田及び畑です。面積は 3 筆の 304 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場及び庭敷地として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず既に駐車場及び庭敷地として利用しているため、それぞれ顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。
11 番委員	11 番の河井です。農地法の 4 条、76 番の申請について説明をいたします。4 月 16 日、小西推進委員、事務局 2 名と現地確認をしております。場所は地図の 10 ページです。この土地は、元は〇〇さんという酒の小売店をしておられました。そのころにはもう既に駐車場として使用されていたのではないかと思います。現在は、この〇〇さんの倉庫の駐車場、または地元の商品を販売する建物があるんですが、その時の駐車場としても使用されています。この周りには、県道それから市道、倉庫などがあり、農地はありませんので、問題はないものと思います。なお、顛末書を提出されております。よろしくご審議のほどお願いをいたします。以上です。
5 番委員	5 番の岡です。89 番、90 番、91 番についてご説明いたします。地図のページは 11 ページです。4 月 27 日に私と事務局 2 名とで現地の確認を行っています。申請者の〇〇さんが、このたび自分で登記簿整理をされる中で発覚した案件です。自宅はもう結婚されたときに家を建てられていますので、もう 40 年近くたっているものだと思います。お父さんが前の持ち主の方から譲り

	受けたものでありまして、顛末書も添えられて提出されております。近隣の農地にも影響もありませんので、何ら問題もないと思われまます。ご検討のほどよろしくお願いいたします。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。 ご意見等はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに決定します。 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 6 ページに総括表、10 ページに内訳、位置図は 12 ページ・13 ページになります。 番号 82 番、農地の所在地は、友田字氏森の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は 2 筆の 1, 555 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に番号 88 番、農地の所在地は、峠字土居の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 445 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。
11 番委員	11 番の河井です。農地法の 5 条 82 番についての説明をいた

	します。４月１６日に小西推進委員、事務局２名と現地確認をしております。場所は地図の１２ページです。業者の方にも同席をいただき説明を受けております。〇〇さんは、平成２９年にお父さんより相続されましたが、農地としての管理ができないために、今回、所有権の移転を申請するものです。太陽光パネル３２４枚を設置されます。この土地の周りには、四季折々の野菜を作っておられる方が２名おられ、現地確認のときにお話を伺いましたが、太陽光パネル設置なら別に問題はないと話しておられました。防草シートを張り、周りには人の入れない柵を張るそうです。別に問題はないものと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。
議長	三田委員、お願いします。
三田推進委員	推進委員の三田です。説明をいたします。８８番について説明をいたします。位置図は１３ページであります。 ４月１６日に河井委員と事務局２名と私で現地の確認を行っております。場所は地図を見たらよく分かると思うのですが、友和小学校の南側で〇〇の東隣に位置いたします。 〇〇さんの孫、〇〇さんが、家族を連れて祖父の〇〇さんの住む田舎に移住するということで、〇〇さんの所有する現在休耕中となっております田んぼに、住宅を設けるというものです。位置的にも道路を挟みまして〇〇さん宅の隣に住むことになりまして、保育所や小学校も近くにあり、上下水道も住宅を設ける前の市道下を通っており、環境も非常によく特に問題ないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いします。ご意見等ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第２０号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２０号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について許可することにいたします。 議案第２１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積、空き家バンクに附随する農地について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第２１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の

	面積について、空き家バンクに附随する農地について説明させていただきます。 空き家バンクに附随する農地につきましては、令和元年１２月総会におきまして、定住促進等を図る観点から、下限面積１アールということで承認いただいております。 このたび、空き家バンクが新規に１件登録されましたので、それに附随する農地といたしまして、本日お配りしております議案第２１号資料①をご覧ください。 こちらにありますように、こちらの農地の下限面積について承認を求めるものです。 空き家バンクに附随する農地の別段の面積について登録する際には、総会の承認を得るということですので、このたび議案第２１号として上程しております。 このたびの新たに空き家バンクに附随する農地の申請なのですが、議案第２１号資料①をご覧くださいと思います。 場所が津田の字下小原の農地でございます。空き家に附随する農地は、１筆で３０４平方メートル、裏に地図をつけております。津田小学校のところの斜め右上の農地となっております。 こちらの空き家につきましては、既に購入者が決まりかけておりまして、併せてこちらの農地もまた別の所有者に購入されるという流れになろうかと思えます。 ちなみに、空き家バンクに附随する農地につきましては、この今回の津田字下小原、この１件以外にあと佐伯地域の河津原に１件あるのみとなっております。 以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いいたします。 質問、ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第２１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積、空き家バンクに附随する農地について、異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２１号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積、空き家バンクに附随する農地について説明を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告します。

事務局	事務局から説明をお願いします。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１２ページ、位置図は１４ページから１６ページになります。 今月の報告は、令和３年３月１１日から令和３年４月１２日までの間に受理した３件です。 議案の朗読は、省略させていただきます。 番号５３番、６４番、７１番につきましては、農地転用の手続を行わず、住宅用地、駐車場として利用しているため、それぞれ顛末書、始末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告を終わります。 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１３ページから１５ページ、位置図は１７ページから２３ページになります。 今月の報告は、令和３年３月１１日から令和３年４月１２日までの間に受理した８件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号６５番につきましては、農地転用の手続を行わず、既に進入路として利用しているため、始末書が提出されております。 また、番号７２番については、過去に転用届が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行

	い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。 報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。 議案書は16ページ、位置図は24ページになります。 広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。 番号59番につきましては、平成27年9月24日付で太陽光発電設備として利用するため許可済みの案件であり、非農地として処理する旨を回答しております。 以上で、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これにつきまして、質疑等があればお願いします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第3号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。 続いて、協議事項に入ります。 協議第1号 農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。 協議第1号 農地パトロールについて説明させていただきます。 本日お配りしました協議第1号資料①をご覧ください。 今年度の農地パトロールですが、趣旨などについては資料に記載のとおりですが、農地パトロール後、調査票を整理・作成し、土地所有者に対し利用意向調査を行います。そのため、意向調査等の準備期間を考慮し、7月から9月を農地パトロール月間とし

	て実施したいと考えております。 なお、廿日市地域、大野地域の相続税納税猶予対象農地につきましては、事務局で現地調査を行いますので、その他の農地の利用状況調査を行っていただければと思います。 また、地番図につきましては、事務局で作成し、できたら各支所に配布しますので、日程調整後、農地パトロールを実施してください。 また、実施の際には、帽子や腕章などをつけて行ってください。 6月の広報におきまして、農地パトロールの実施の掲載を行う予定です。 本日お配りしております協議第1号資料①の1枚めくってもらったら、令和2年度の農地パトロールの活動実績各地域ごと、地区ごとの実績をまとめております。廿日市、大野地域につきましては、相続税納税猶予対象地域を含んでおりますので、数字はかなり上がっているものでございます。 以上で、協議第1号 農地パトロールについて説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があればお願いします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、協議第1号 農地パトロールについて協議を終わります。
議長	以上で、議事を終わります。 次回、第6回農業委員会総会は6月8日火曜日、廿日市市役所7階会議室で開催する予定にしております。よろしくをお願いします。本日はありがとうございました。

（閉会 午前11時00分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月8日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（8番委員）
